

令和 5 年度

重点施策の概要

1. ニセコ町の自然環境と景観を守り、生活環境を向上させます 15 ページ
2. ニセコ町の地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します 22 ページ
3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います 27 ページ
4. ニセコ町ならではの環境と調和した農業をつくります 28 ページ
5. 商工業と農業、観光業の連携を進め、地域産業の活性化を目指します 31 ページ
6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます 33 ページ
7. 町民がともに学びあい、支えあう文化を育てます 37 ページ
8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます 41 ページ
9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります 45 ページ
10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります 47 ページ
11. 住民みんながまちづくりを考え、活動します 49 ページ

1. ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します

土地利用

(1) 準都市計画区域の景観の保全

ニセコアンヌプリ山麓地域を中心に土地取引が行われ、無秩序な開発の進行などによる住環境の悪化が懸念されたことから、平成21年3月に準都市計画を策定しています。土地利用を規制・誘導し秩序ある土地開発と環境保全を図るため、制度の適正化に努めています。令和5年度は、開発行為2件、建築物等55件の申請があり、準都市計画区域での規制に適合しているかなど審査を行っています。

(2) 土地利用・空き屋対策事業

土地（国土）の総合的・計画的な利用を図ることを目的に国土利用計画法が制定されています。法に基づき、土地の投機的な取引や地価の高騰、乱開発の未然防止、遊休土地の有効活用を図るため、1万㎡以上の土地取引に関して届出の受付をしています。令和5年度の届出は35件となっています。

ニセコ町景観条例に基づき、空き家対策を進めています。令和5年度は、空き家廃屋9件を所有者により撤去することができました。また、ニセコ不動産業協会と家屋の管理に関する協定を結び、別荘・空き家の管理体制を整えています。

自然環境

(1) 環境基本計画の推進

平成24年度に作成した第2次ニセコ町環境基本計画（平成24年度～令和5年度）では、毎年その進行状況に関する評価を行っています。

また、令和5年度は第3次ニセコ町環境基本計画（令和6年度から令和17年度）の作成に着手しました。

第2次環境基本計画は、平成24年度から12年間の計画で、第1次と同じく「水環境のまちニセコ」をテーマとし、9つのプロジェクトを掲げています。

①水資源と地下水の保全、②水辺の環境、③生態系の保護保全、④水質の保全、河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり、⑤森林環境の保全・育成、⑥環境と調和した安全・安心な農産物の生産、⑦自然エネルギーの導入による温室効果ガスの削減、⑧省資源・省エネルギーの取り組み、⑨ごみの分別と資源化

(2) 水資源の保全

ニセコ町地下水保全条例に基づき、井戸設置者から地下水の使用量についての報告を求めています（くみ上げポンプ吐出し口8cm²以上の施設を有する場合）。

近年、開発に伴う地下水の汲み上げの相談案件が増加傾向となっています。令和5年度は申請は11件あり、うち許可が1件、届出が10件のとなっています。

[許可を受けている施設件数及び地下水くみ上げ数量]

年度	件数	くみ上げ量	稼働日数 (延べ)
令和元年度	8	431, 402 m ³	3, 381日
令和2年度	8	252, 887 m ³	4, 382日
令和3年度	9	212, 149 m ³	5, 239日
令和4年度	9	234, 436 m ³	5, 284日
令和5年度	8	316, 055 m ³	5, 549日

生活環境

(1) 簡易水道事業

① 水道事業の運営

町水道は、簡易水道1地区、専用水道1地区、飲用水供給施設2地区で水道水の供給を行っており、その普及率は96.8%です。

水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。このほか、簡易水道事業会計の公営企業会計化に伴う公営企業法適用移行業務及び会計システム導入を行っています。

② 水道施設の維持管理事業

水道管及び浄水場など水道施設の維持管理を民間事業者へ委託しています。

水質検査は蛇口からの通常検査（毎月1回）のほか、水源池の原水精密検査（年1回）と浄水精密検査（年4回）を行っています。

水道施設や漏水事故による損害、水質事故による損害など本町でも起こりうる水道事故への賠償に備えるため、水道賠償責任保険に加入しています。

配水施設では水道施設を管理している役場庁舎の中央監視装置の機器更新工事、里見地区配水流量指示計修繕工事、福井地区浄水場原水ポンプ交換修繕工事、ニセコ地区計装盤無停電電源装置交換修繕工事を行っています。

令和5年度は水道本管での漏水事故が2件発生し修繕工事を行っています。

③ 量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた8年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）について取り替えが必要となります。

令和5年度は平成27年度に設置した量水器が対象となり、267台の取替工事を行っています。

④ 施設更新整備事業

市街地区では配水池から国道五号線までの配水管更新工事、曾我地区では配水管路の減圧弁更新工事、宮田地区では水源から国道五号線までの配水管更新工事、近藤地区では配水池仕切弁設置工事とポンプ場2箇所の防水工事、ニセコ地区では配水管路の減圧弁更新工事、福井地区では浄水場の膜ろ過機器の膜更新工事と配水管路の減圧

弁更新工事、いこいの村地区では配水池の防水工事を行っています。

⑤ 施設拡張整備事業

市街地区では水量確保のため配水施設整備実施測量設計と区域拡張による配水管新設工事、ニセコ地区では水源可能性のため水質検査用試験井戸さく井工事を行っています。

(2) 公共下水道事業

① 下水道事業の運営

ニセコ町の下水道は、整備予定区域の93.7%の区域で整備が完了しています。また、水洗化率は97.8%となっています。

令和5年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

公共下水道事業会計の公営企業会計化に伴う公営企業法適用移行業務及び会計システム導入を行っています。

② 下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約700m³にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、生ごみと共に堆肥化されています。令和5年度は208tの汚泥が発生しています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、汚水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理やポンプ所の各施設の適正な維持管理を行っています。

下水道管理センターでは、機械設備及び電気機器の分解整備、部品交換を行い施設の延命を図っています。

下水道管路の維持管理については、管路清掃やマンホールポンプ所の清掃を行っています。

③ 公共下水道整備事業

現在の下水道計画認可期間については令和5年度までのため、認可計画期間の延伸及び下水道計画区域の見直し等を行っています。

本町の下水道管理センターは供用開始後23年が経過し、電気機器及び機械設備が老朽化により更新の時期を向かえています。町では計画的な更新を行なうため令和3年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき下水道施設機械設備及び電気設備の更新工事を行っています。

④ 農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は蘭越町を事業主体として広域的に進めています。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用（運営経費や施設の維持管理経費）の一部を蘭越町に負担金として支出した他、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借り

たお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しています。

農業集落排水施設では令和4年度から施設更新を蘭越町が主体となって進めています。令和5年度は蘭越町所管処理場の機械電気設備更新に伴う設計費の一部負担金を蘭越町に支出しています。

（3）浄化槽整備事業

町では、町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、合併処理浄化槽の整備を推進しています。

令和5年度は、5人槽9基、7人槽2基の合計11基について、浄化槽設置整備事業により町の補助金を交付しました。

（4）し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、毎年、各地区からの申し込みを受け付けて作成する収集計画に基づいた収集を行い、その処理は広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合（構成町村＝倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）が運営しています。

処理施設は老朽化しているため、新設を計画しており、令和2年度は建設予定地の土地の購入、令和4年度には建設のための交付金に必要な地域計画を策定し、令和5年度については、施設規模や水処理方法の検討、用地測量や地質調査等を行う「汚泥再生処理センター整備基本計画等策定業務」を策定しました。

ここ数年の処理量の動向では、合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥の量が増加していました。令和2年度以降コロナウイルス感染対策強化の影響で減少していましたが、令和5年度はコロナウイルス感染症が2類から5類へと分類変更されたことにより、コロナ禍以前の処理量より増加しています。

・処理量動向

（令和5年度）

計画処理区域面積	処理量		計
	し尿	浄化槽汚泥	
197.13 km ²	1,264 t	3,209 t	4,473 t
（前年度比）	（121.8%）	（116.6%）	（118.0%）

また近年の物価高騰が事業者の経営に影響を及ぼしており令和5年7月1日より汚泥等処理手数料を9.40円/ℓ（0.8円増）に改定しています。

（5）ごみ（資源）収集事業

ごみの収集事業は、可燃・不燃・生ごみ、資源ごみ等、全17区分による分別収集を行っています。ここ数年、ごみの分別ルールが守られていないごみが増加しており、ごみの減量化や効率的な収集運搬を行うために排出ルールを守るように周知しています。

また、現在不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、倶知安町の民間事業者の施設に埋立処理をしています。

・ ゴミ類の収集動向

(令和5年度)

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	922 t	130 t	458 t	421 t	54 t	1,985 t
前年度比	110.9%	111.1%	110.6%	109.6%	108.0%	110.5%
リサイクル率	67.2% (前年度68.2%)					

(6) 廃棄物の広域処理事業

可燃ごみの処理は、これまで羊蹄山麓7町村の共同運営で焼却処理を行っていましたが、平成27年3月からは処理方法を固形燃料化処理に変更し、処理は倶知安町の民間事業者に委託しています。

(7) 資源物のリサイクル推進事業

資源ごみとして分別排出される資源物は再商品化（リサイクル）されますが、これに係る収集運搬や選別処理、一時保管には多額の費用が必要です。

町では再商品化に係る資源物等分別保管を町内業者と、また、再商品化を請負う（財）日本容器包装リサイクル協会などと委託契約しています。

(8) 一般廃棄物最終処分場の維持管理

一般廃棄物最終処分場は、当初、平成21年6月に満了となる計画でしたが、ごみ分別の徹底や不燃・粗大ごみの破碎処理により、埋立量の減量化が図られ、約11.7%の残容量となっています。

不燃ごみ、粗大ごみを倶知安町の民間施設で処分しており、また、可燃ごみの固形燃料化処理の開始により焼却灰の埋立てもなくなったことから、令和3年度に最終処分場でごみの埋立は行われていません。

また、最終処分場閉鎖・廃止をするための覆土（最低覆土厚50センチ）をするため、令和5年2月に最終処分場内の不陸整正を行った結果、平均して残りの深さが90センチ程度確保できることがわかりました。今後は埋立終了届けの提出に向けて残土搬入や地温やガスの排出を確認する装置の設置や跡地利用等について検討をしていきます。

(9) 廃棄物処理対策の検討と啓発

ごみの減量化と適切な処理を進めるため、町と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を分担・協力するよう基本条例で定められています。

国では、一部の家電や自動車のリサイクルなど、さまざまな廃棄物の再資源化を進めており、町でも燃やすごみの固形燃料化処理への変更など、ごみ処理の方法を変更するときは、広報やチラシ、ホームページなどでお知らせしています。

また、ごみの分別ルールと排出方法などをより多くの町民に理解いただくため、ごみ分別アプリサービスを導入しています。

(10) 不法投棄廃棄物対策

「不法投棄」については、地域のみなさんや職員の通報により不法投棄物の回収・処

理をしていますが、なかなか減りません。また、外でごみを燃やす「野焼き」についても毎年数件ですが発見されています。なお、過去には「不法投棄」、「野焼き」が警察の捜査により実行者が特定され罰則が科せられた事例があります。

(1 1) クリーン作戦と環境美化

町職員による環境美化巡視のほか、5月と10月を「町内ぐるみの美化清掃月間」として、各自治会、学校、ボランティア等の協力によりクリーン作戦などの清掃活動を実施しました。

(1 2) 衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では、町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。

また、各地区において管理をお願いしていますダストボックスの掃除や見回りなど衛生組合長の協力により維持管理を行っています。

平成30年度からは、町補助事業によりダストボックス内生ごみバケツの更新を行っています。

(1 3) 食品衛生事業

町では、倶知安地方食品衛生協会に加入し、食中毒の防止や食品衛生の普及対策を行っています。令和5年度の「食中毒警報」は、6月27日から9月5日の間に10回発令され、町のホームページとラジオニセコによりお知らせしました。この間、町内では食品に関する事故はありませんでした。食中毒防止のため、今後も関係機関と連携した取り組みを進めます。

(1 4) 畜犬対策と動物愛護

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理（随時）や予防注射（6月）を実施しています。また、ニセコ町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて、年間を通して野犬掃とうを実施しましたが、該当する事例はありませんでした。

・犬の登録数

令和4年度末	新規(+)	転入(+)	転出(-)	死亡(-)	令和5年度末
283頭	13頭	12頭	3頭	13頭	292頭

(1 5) ニセコ斎場の維持管理

斎場については、平成28年度から平成29年度にかけて大規模改修工事を行いました。引き続き、設備の定期点検や整備を行い、適正な維持管理に努めます。火葬業務は、引き続き民間事業者へ委託し運営しています。

・ニセコ斎場の使用状況

年度	使用回数	(うち町外者)	月平均使用回数
令和5年度	46回	(1回)	3.8回
令和4年度	67回	(4回)	5.5回

(16) 墓地の維持管理

中央墓地及び5か所の地域墓地については、適正な使用（許可）管理を行っています。また、清掃・草刈など日常的な維持管理については、民間事業者へ委託して行っています。

なお、平成20年度に新規造成した中央墓地の53区画については、令和5年度末現在で残り18区画となっています。

農林業

(1) 林業の振興

一般民有林の森林整備を促進するため、森林組合と連携しながら、「豊かな森づくり推進事業」により森林所有者が計画的に伐採跡地などで行う植林に対して支援するとともに、町独自の除間伐奨励事業により森林所有者が行う間伐に対して支援しました。

また、ニセコ町の森林や木材に興味や関心を持ってもらうため、木材や木製品とのふれあう機会を設ける木育イベント「NISEKO WOOD PARK」開催に対して支援しました。

町有林の整備は、豊かな自然環境の保全や水源かん養等の本来の森林機能を維持することと適正な資源の循環利用や将来の財産形成を目的として実施しています。令和5年度は、町有林内の事業として皆伐、植栽5.94haの実施のほか、作業道の維持管理を行いました。

(2) 森林づくりの基本理念と方向性を示す森林ビジョン

森林資源を持続可能な形で地域経済の活性化・循環に結び付けていくため、令和3年に策定した「ニセコ町森林ビジョン」において、「ニセコ共生循環の森林づくり」をテーマとして、その取組のを①森林環境の整備・保全、②森林資源の利活用、③事業者の育成、④森林空間の活用、⑤情報の発信と参加を基本方針の5項目としています。

令和5年3月に、ビジョンを進める為の中核的な役割を担う「株式会社ニセコ雪森考舎」を設立し、本年度はニセコ産材の活用、林業担い手の育成、木育活動の実施しています。また、令和6年3月にはビジョンの円滑な推進のため「ニセコ町森林ビジョン実行計画」をまとめ、将来のニセコ町の森づくりのための基礎固めを進めました。

2. ニセコ町の地域資源を活かし、快適な生活基盤を整備します

生活環境

(1) 地域の情報化（高速通信環境の充実）

ニセコ町における光ファイバー網施設（高速通信網）は、これまで町が所有し、通信事業者に貸し付けてサービスの提供を行ってききましたが、令和3年6月末に所有していた光ファイバー設備等すべてを東日本電信電話株式会社（NTT）に譲渡しています。

(2) コミュニティFM事業

情報共有、防災機能強化の一環として、ラジオニセコに対し、委託事業及び補助金による継続支援を行いました。

令和6年6月末 配布状況

貸出総台数 1,412台／3,036世帯・事業所（貸出率46.5%）

（旧ラジオ612台+新ラジオ1,307台）

【新ラジオの配布状況】

日本人世帯 1,221台／2,371世帯

外国人世帯 21台／408世帯

事業所 170台／341事業所（うち84台世帯重複）

その他 別荘18台、公共施設62台

計 1,412台（令和6年6月末現在）

コミュニティFMについて

平成20年12月の「そよかぜ通信」廃止以来、役場からの行政情報や防災情報のほか、地域のコミュニティ活動を情報面から支援し活動の活性化に寄与できる、コミュニティFM「ラジオニセコ」を平成24年3月31日に開局しました。ラジオ局開設にあたっては、放送局の開設準備、放送施設に係る設備を町が整備し、放送局の運営は法令により町が実施できないことから、株式会社ニセコリゾート観光協会が行っています。

町では、緊急告知付きラジオを町民世帯と町内事業所に無償貸出を行い、災害時等における緊急情報の発信により、いち早く住民に対する防災情報の伝達が可能となりました。そのため、実際の防災に備えて、防災ラジオ緊急等試験放送と職員の訓練目的で割込み放送を定期的に行っています。

(3) にこっとBUS（デマンドバス）の運行

ニセコ町では平成24年10月から「にこっとBUS」を運行しています。令和5年度は前年度に比べ、近年、コロナ禍の影響により、バス利用者は減少となっています。

・にこっとBUS乗車実績

(過去5年分の4月～3月まで)

年度	乗車件数(件)	乗客数(人)	日平均乗客数(人)
令和元年度	14,255	16,660	46
令和2年度	11,099	12,747	35
令和3年度	12,029	14,286	39
令和4年度	13,016	16,688	45
令和5年度	13,088	17,425	47

(4) 周遊バス、助け合い交通、生活バス路線(福井線)の運行について

① 周遊バス

にこっとBUSの予約混雑時のお断り件数を減らすために取り組んできたバス運行事業について、これまでのスキーバスと統合し周遊バスとして試験運行を行ってきましたが、コロナ禍前の令和元年度と比べ利用者数は大幅に減少している状況です。

※町民無料パスを発行。

<周遊バス・スキーバス利用者数>

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計
利用者	535	688	1,223	3,532	1,180	4,712	5,715	1,342	7,057

② 福井地区助け合い交通

自治会が主体となった自家用車を活用したボランティアによる助け合い交通が福井地区で運行。その取組を支援しています。

令和元年度実績：5月～3月 130回運行 191人(通院：36%、買い物33%)
 令和2年度実績：4月～3月 83回運行 115人(買い物37%、通院：29%)
 令和3年度実績：4月～3月 78回運行 107人(買い物37%、通院：31%)
 令和4年度実績：4月～3月 106回運行 138人(通院：36%、買い物26%)
 令和5年度実績：4月～3月 113回運行 137人(通院：41%、買い物30%)

③ 生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、にこっとBUSの運行により、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ1路線(福井線)のみとしています。両町の路線距離に応じ、路線の運行事業者であるニセコバス(株)に国の基準に準拠して両町からバス路線維持費補助金を支出しています。

(5) 北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進

① 北海道新幹線

北海道新幹線は、平成28年に3月に新函館北斗駅まで開業し、道民の長年の悲願である新幹線が北海道に上陸しました。新函館北斗・札幌間は、平成24年6月に工事実施計画が認可されています。引き続き新幹線の早期完成に向け要望を行いました。

北海道新幹線開業へ向けた動きが加速する中で、北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議において、経営分離後の運行方法等、北海道及び沿線市町と協議を続け、令和4年3月開催の後志ブロック会議において、「長万部・小樽間」の全線バス方式による運行が確認されています。

今後も後志地域の新たな交通体系を整備し、利用者の利便性を高めていきます。

平成24年	6月	北海道新幹線新函館北斗ー札幌間の整備新幹線着工認可
平成24年	11月	事業概要説明。以降、測量やボーリング調査等を実施。
平成26年	12月	昆布トンネル（桂台工区）着工
平成27年	12月	昆布トンネル（宮田工区）着工
平成28年	3月	北海道新幹線 新青森・新函館北斗間開業
平成30年	7月	ニセコトンネル工事着工
令和3年	8月	羊蹄トンネル掘削開始予定
令和5年	6月	宮田高架橋外1か所 着工
※開業予定	令和13年	以降に延期

② 北海道横断自動車道

道路網の形成は、地域経済の活性化、高次医療施設への搬送時間の短縮、さらに大規模災害時の代替ルート機能確保のため、必要性が高まっています。

特に北海道は、他の都府県に比べ広大な面積を有し、道内主要都市や地方生活圏を結ぶ高規格道路ネットワークの必要性は極めて重要であります。

後志自動車道については、平成30年に開通した「余市～小樽間」に続く「共和～余市間」「倶知安～共和間」の早期開通を目指し、国に対して安定的な予算確保を要望しています。令和6年4月には、ニセコ倶知安間の新規事業化が決定しています。

(6) ニセコ町地域公共交通計画

令和5年度に、ニセコ町の公共交通政策のマスタープランとなる「ニセコ町地域公共交通計画」を策定しました。この計画では令和6年度から令和10年度までの5年間を期間とし、3つの基本計画と6つの施策について取り組みを進めていきます。

(7) 道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

- ・町道整備状況（道路台帳）：190路線 実延長180km
（令和6年3月末） 改良率67.4%
舗装率64.0%

① 町道の整備

町道元町四線通舗装改良工事L=480mを行いました。小規模な道路附帯工事など安全な道路交通網の整備を進めました。

② 道路維持管理事業

町道における側溝の清掃、砂利道路及び舗装道路の維持補修、雑木除去など地域住民の安全走行確保のため、日常的に道路点検を行い道路の維持管理を実施しました。町道の草刈については、年2回を基本に実施し、一部の道路など、資源保全推進会の協力を得て、道路交通の安全確保に努めました。

③ 橋梁の整備

橋梁の長寿命化を図るため、平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の点検・設計・工事を国の交付金事業の採択を受け補修工事を進めています。令和5年度は町道真狩川沿線小川補修工事と橋梁長寿命化補修設計や橋梁点検（12橋）を実施しました。

(8) 河川・公園の維持管理

普通河川のパトロールを行い、強風や大雨による倒木処理など地域住民の安全・財産確保のため、維持管理を行っています。

公園の管理は、農村公園（ちびっこ広場）、曾我森林公園（東啓園）、有島記念公園、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行い、そのほかに公園の遊具点検など、安全に遊べる公園管理を進めています。

(9) 公営住宅の整備

本町では、「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」及び「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、時代のニーズにあった公営住宅への再生を進めています。令和5年度は、中央団地6号棟の長寿命化型複合改善工事を実施しています。

・町営住宅種別戸数 (令和5年度末現在)

種別	区分(戸数)	合計
公営住宅	本通A団地(61)、本通B団地(11)、有島団地(20)、西富団地(8)、富士見団地(36)、新有島団地(32)、中央団地(48)、望羊団地(72)、綺羅団地(20)	308戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地(28)、本通A団地(12)	40戸
その他	コーポ有島(48)	48戸
合計		396戸

(10) 公営住宅の維持管理

公営住宅の老朽箇所について点検確認を行い、維持管理の効率化と入居者が、安全で快適な生活ができるよう必要な修繕を行っています。令和5年度は、望羊団地外部化粧木撤去工事と富士見団地2号棟車庫排水工事を行っています。

(11) 住宅における耐震改修

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成19年度に「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定し、平成28年度に計画の見直しを行っています。町民に対し、耐震

改修の重要性について普及啓発を行うなど、町民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、より一層の耐震化の促進に取り組みました。

(12) 除雪対策事業

冬期間の安定した生活道路の確保のため、民間事業者への委託により町道12.9kmの除雪を実施しました。また、生活道路除雪費補助として、25団体に道路除雪費の一部を補助しています。

3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います

エネルギー

(1) 環境モデル都市第2次アクションプランに基づく取り組みについて

2050年度までに2015年度比でCO₂の86%削減を目標とするニセコ町は、平成31年3月に環境モデル都市第2次アクションプラン（令和元年度から5年間）を策定し、CO₂の削減と経済活動の活性化の両立を基本に掲げ、8つの政策分野と具体的な37の取り組みにより、目標達成を目指しています。

また、令和6年度からの取り組みとして、ゼロカーボンに特化した「ニセコ町脱炭素アクションプラン」（令和6年度から10年間）を策定しています。

環境モデル都市とは、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことで、ニセコ町は平成25年10月に事業提案を行い、平成26年3月に内閣府より選定を受けました。

(2) 住環境の整備促進

①環境負荷低減モデル集合住宅整備促進事業

民間賃貸住宅の性能向上を図ることにより、環境負荷低減と生活の質を向上するため、一定の性能基準を満たした民間賃貸住宅に対する補助制度を平成30年度に創設しました。令和5年については実績はありません。

②住宅省エネルギー改修補助事業

ニセコ町内における家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対して補助金を交付し、環境負荷低減の促進を図っています。令和5年については実績はありません。

4. ニセコ町ならではの環境と調和した農業をつくります

農林業

(1) 農業委員会委員の活動

令和5年度においては、総会を12回開催し、農地法等の法令業務に基づき、農地の利用権設定や転用申請に係る審査及び許可等農地の利用調整を行いました。

業務の執行にあたっては、町農政課などと連携を図り、農地の現状把握を行い、耕作放棄地の解消や農地転用事務の適正な執行など優良な農地を保全するための取り組みを行っています。また、令和7年度から変更される農業基盤強化法に対応するため前段にアンケート実施や地域計画のための将来地図案の作成を行っています。

これらの取り組みについて、農業委員会としての活動計画を策定し、その点検と評価を行うなど「業務の見える化」に努めています。

(2) 国営緊急農地再編整備事業の推進

町では、優良な農地と豊かな景観を未来に引継ぎ、基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、国営緊急農地再編整備事業を強力に推進しています。

本事業では、農用地の大区画化や汎用化、水利施設の近代化を進め、農業生産の向上を図るとともに、農用地の集団化や担い手への利用集積を進めます。

令和5年度は、区画整理工事に着手して9年目となり、9年間で1,056haの工事を実施しました。事業主体である北海道開発局や北海道、地元促進期成会と連携し、事業の円滑な推進とともに受益者負担の軽減や通年施工時の所得補填など、国の制度を利用した対策を進めています。

また、小規模な土地改良事業や農地・農業施設災害復旧についても、湿害対策や近年の異常気象に対応するため、明暗渠掘削特別対策事業、農業用水路補修事業、農業用水路等用地確定支援事業、農地等災害復旧単独事業など町独自の対策を推進しています。

(3) 環境と調和した安全で安心な農業の推進

環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組みました。

堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践を重点的に取り組むため、老朽化の進んだ設備の更新や補修、施設の維持管理、完熟堆肥購入費及び原料の確保、運搬費の助成に加え、土壌診断事業と残留農薬対策の継続を図りました。

クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES! cleanなどの認証制度の普及を促進し、安心・安全な農産物の生産と供給実現への取り組みを支援しています。本年度も、町内の約9割で取り組まれているイエスクリーン認証米の生産対策として10アール400円に加え、低タンパク米の出荷実績に対し、60キロ200円の補助を実施しました。加えて、酒米のさらなる振興を図るため、60キロ200円の補助を継続実施しました。また、環境保全に根差した農業の確立のため

め、1団体(3戸の農業者で構成)が環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組みました。

(4) 収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作を推進することにより、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を農業者と共に取り組んできました。土づくり、輪作の一役を担っている緑肥作物奨励事業についても引続き取り組みました。また、新たな作物の作付けの推進や営農効率化のためスマート技術機械や農業機械導入への対応に、「強い農業・担い手づくり総合支援事業(融資主体型補助事業)」等を活用して、機械導入補助を実施しました。

その他に近年の資材高騰に対応するため、国、道とは別に町として肥料高騰対策を実施しています。

(5) 多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手へ農地利用集積の促進と生産基盤の近代化が不可欠と考え、農業委員会と連携を図り、優良農地の確保や離農者からの農地のスムーズな移動など農地流動化を推進しています。

農業・農村環境の維持保全のため「多面的機能支払交付金事業」を継続し、地域住民を交えた町内8地区の地域活動組織による共同活動を支援しました。

また、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図るため、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域活動の取り組みに対して町内3地区に対し支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

(6) 地域ぐるみで担い手の確保

農業者の高齢化の進行により、後継者や地域の担い手対策は喫緊の課題となっており、関係機関と協力して確保へ向けた取り組みを推進しています。特に新たな参入者などに対しては経営が安定し、持続的に営農していけるように育成支援を積極的に推進しました。また、就農者に対する「新規就農資金制度」や「農業次世代人材投資資金」の適正な給付、経営継承を行った農業後継者が活用できる「経営継承・発展等支援事業」の対応の他、各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の新規認定及び更新、指導農業士・農業士の育成、の促進に努めました。

(7) 畜産振興

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進するため、酪農ヘルパー制度の運営や乳牛資質向上対策の支援、家畜伝染病対策など、引続き良好な畜産環境の維持に努めました。飼料高騰への対策として畜産事業者に対し飼養頭数に対しての助成等を行うと共に、更に厳しい状況であった酪農に対しては飼料や使用料の助成を実施すると共に、飼料作物の安定

的生産を進めるため、町営集約草地を一部草地更新を行いました。また、堆肥センター、共進会場の維持管理を行い、特に老朽化が激しい堆肥センターについては、運営に支障のないよう改善を進めました。

さらに、JAようてい地域の関係者が連携して地域全体で収益性の向上を図るための広域畜産クラスター協議会に参画し、酪農事業者への支援を引き続き行っています。今後も、畜産環境の整備と生産性の向上を目指して、協議会を軸にさらなる振興に努めます。

5. 商工業と農業、観光業の連携を進め、地域産業の活性化を目指します

農林業

(1) 農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

本町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、地域内での相互連携を強めています。令和5年度も、JA水稲生産組合ニセコ支部やニセコリゾート観光協会、田中酒造株式会社と連携し、ニセコクリーン米の地域ブランド化や地酒「蔵人衆」の販売促進を行いました。また、酒米活用の推進では、ニセコ町産酒米を活用した「ニセコ蔵人衆」大吟醸及び純米酒2種をはじめ、「新米新酒」等の期間限定販売酒などにも取り組みました。また、ニセコ蒸留所開設の縁で八海醸造株式会社とも連携し、ニセコ町産米「彗星」を100%使用した日本酒「蝦夷富士」吟醸・大吟醸2種を本年も販売し、酒米の里づくりを推進してきました。

このほか、農業者の6次産業化を推進するため、6次産業化に意欲のある農業者へ事業の説明を継続的に実施しています。引き続き、ニセコ町農産物の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進しています。

商工業

(1) 地域産業振興

令和5年度も新たな事業所等の開設が進む一方、廃業もありましたが、商工会の会員数は前年度末から11名増の226名（3月末）となり発足以来の会員数となっています。

新型コロナウイルスが5類へとなったことにより、地域経済の回復の兆しがみられる中、観光業をはじめ、商工業においても慢性的な人材不足となっております。そのため人材不足の解消の一助として、スキマバイトサービス「タイミー社」と連携協定を締結し、活用の推進を行いました。さらに、移住促進施策と連携して、国が制度化した「特定地域づくり事業協同組合制度」の導入に向けた調査を開始しています。

また世界情勢の変化に伴う物価の高騰が町民の生活・家計に大きな影響を与えていることから、町民の暮らしを支えるとともに、町内消費を喚起し、地域経済活動を下支えすることを目的に、ニセコ町家計支援商品券の配布を商工会と連携し行いました。このほかにもニセコ綺羅カード会による子育て支援事業「キッズカード事業」に対する支援を行い、利用者の拡大へ向けた商業振興を図りました。

さらには商工会で作成しているグルメガイドマップをデジタル化し、近年の訪問者の情報入手方法やニーズの変化への対応、発信情報の効率化を行いました。

このほかにも、中小企業の経営安定のため、金融機関や北海道信用保証協会と連携して中小企業特別融資事業を実施しています。

(2) 創業や事業継承の支援

地域内における経済循環を強化するには、今後も地域内に拠点を持つ事業者を増加していくことが求められています。継続して創業への支援をすることが重要であり、そのための取り組みを進めます。町では、国の認定を受けたニセコ町創業支援計画により、ニセコ町商工会、地域金融機関（日本政策金融公庫、北海道信用金庫、北洋銀行）、ようてい農業協同組合ニセコ支所、(株)ニセコリゾート観光協会、小樽商科大学と連携して、創業支援相談窓口の開設、ビジネスセミナーの開催など地域内での起業意向を促進してきました。

また、起業や新たな事業に取り組む事業者に対し、事業所の改装等の費用の一部を助成するニセコ町にぎわいづくり起業家等サポート事業を拡大し、資金面での支援を行っていますが、令和5年度は1件の実績がありました。また、地域の多様な事業者による連携や地域の取り組みを支援していくため、「ニセコ町商工観光魅力アップ事業補助金」を創設し、令和5年度は1件の活用実績がありました。

さらには、日本政策金融公庫との連携で事業承継セミナーを開催し、町内での事例や各種支援制度の紹介を行いました。

6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます

観光

(1) 観光客の誘致

令和5年度は約160万人の観光客がニセコ町に訪れ、宿泊延べ数は約58万人泊となり、新型コロナウイルスが5類に移行し、ニセコ町においても観光客が戻りつつあります。訪日外国人（インバウンド）はの「宿泊延べ数」では、約16万人泊までに回復しました。これは前年51%を超える入込客数となりましたが、コロナ禍前と比較すると戻っていない状況にあります。

これは物価上昇により経費の増加やエネルギーコストの上昇、コロナ禍からの人手不足による影響、中国の団体旅行解禁が8月以降だったこともあると考えます。

こうした中、令和5年度は(株)ニセコリゾート観光協会によるプログラム開発、将来のニセコファンづくりとしての修学旅行の受け入れの強化を行ったほか、秋のイベントの目玉でもあるニセコハロウィンを復活させ、域内外の観光客受け入れの一翼を担いました。また、観光客の移動に限らず、町民生活おける新しい交通手段の一つとしてカーシェアリングサービスの実証事業を行いました。

(2) 観光客受入環境の整備

冬季に増加する観光客の多くは公共交通機関を利用して来町されています。特にニセコ駅などを含む市街地からスキー場方面に移動する交通手段が限られているため、企画環境課と連携して周遊バスの運行を行いました。さらに倶知安町、一社北海道ハイヤー協会、GO株式会社と連携し、ニセコ町と倶知安町における「ニセコモデル」として、不足する観光客向けタクシーの運行を行い地域内交通手段の確保に努めました。

観光案内所は道の駅ニセコビュープラザとJRニセコ駅の2か所に設置しておりますが、引き続き、その業務を(株)ニセコリゾート観光協会に委託しました。

また、(株)ニセコリゾート観光協会に対して国の事業を活用し、1名の民間会社社員を派遣し旅行業の経験を生かし着地型旅行の造成や(株)ニセコリゾート観光協会組織の活性化を図りました。

このほか、宿泊施設が集中する東山・アンヌプリ・モイワ地区を中心に、道路沿いに花を植栽する地域活動を支援するなど、受入環境の整備について取り組みました。

(3) 観光地の安全対策

雪崩による事故を防止し、ニセコを訪れるスキー客の安全を確保するため、雪崩情報の提供などを組織的に行っている「ニセコアンヌプリ地区雪崩事故防止対策協議会」の活動費の一部を負担しました。

令和5年度も引き続き、協議会で取り組む「ニセコルール」の運用の徹底した取り組みを進めると共に、各スキー場によるパトロールやニセコ雪崩調査所による雪崩情報の提供も行いました。この活動の核となるニセコ雪崩調査所を持続可能なものとするため、人材育成を行い、体制強化を図っています。今後も地域の重要なルールとして広く浸透

を図り、正しい認識を醸成し、各スキー場やニセコ雪崩調査所と一層連携していく必要があります。特に子どもたちへの雪山や雪崩に関する知識向上を図るため、雪崩教本の更新や、新谷氏による雪崩授業の実施などを行いました。

また、雪崩事故防止等の雪氷災害防止に向けて、国立研究開発法人 防災科学技術研究所との連携協定の下に、雪崩事故防止等の雪氷災害の防止に向けた取り組みの向上を図りました。雪山の安全対策は重要な施策であり、引き続き関係機関と連携して取り組みます。

(4) 観光振興活動、体制の支援

ニセコ町の国際的な競争力の向上を図るためには、町民や観光客から信頼される、持続可能な国際リゾートを目指し、魅力的な地域に発展させていくことが必要です。観光振興の推進の中心的な役割を担う(株)ニセコリゾート観光協会の体制整備や人財の集積を継続して進めるため、国の制度を活用し、民間企業からの派遣社員を配置し、より専門的な技術を活用して、活性化に向けた取り組みを推進してまいりました。

また、世界に選ばれる観光地としての持続可能な観光地域づくりの旗振り役としてサステナビリティコーディネーターを配置し、(株)ニセコリゾート観光協会と連携しながら持続可能な観光地域づくりの体制強化に取り組んでいます。ニセコ町が取り組んできた観光地域づくりが観光地の国際認証団体「グリーンディステーションズ」の審査を受け、目指していたブロンズより上のシルバーアワードを受賞することができました。

またアフターコロナを受け、地域の魅力向上やPRにつながる各種イベントが再開され、七夕の夕べ花火大会やニセコハロウィン、スポーツイベントでは各種自転車レースなどの支援を行いました。

平成27年3月定例会での町長の町政執行方針で「観光・環境に充当する新たな目的税」の検討を表明して以来、長年の懸案であった法定外目的税である宿泊税の導入に向け有識者や宿泊税導入検討自治体との意見交換や導入済み自治体での勉強会その他、町内の主要ホテル支配人会議などでの議論を進め令和5年12月に町議会にて条例の議決、令和6年3月に総務大臣の同意を得て、令和6年11月から宿泊税の導入が決定しました。今後は町内事業者等と意見交換の場を持ち、宿泊税の用途について検討し、必要な事業への投資に活用できるよう取り組んでいきます。

(5) 広域観光の取り組み

蘭越町、ニセコ町、倶知安町の3町による「ニセコ観光圏」による広域の取り組みを進め、観光地域づくりマネージャー育成研修や満足度調査など共通施策を実施しました。

また、倶知安町、蘭越町、共和町、岩内町と連携して進めている「ニセコ山系観光連絡協議会」においては、ニセコエクスプレスの発行や沼めぐりコースの整備等を行いました。

(6) 観光施設の運営管理

道の駅ニセコビュープラザや綺羅乃湯、五色温泉インフォメーションセンターなどの観光施設の適正な管理運営を行い、多くの観光客が安心して快適に利用できるよう努め

ました。

綺羅乃湯の改修については、加圧給水ポンプ交換やLED自立式フットライト更新、エアコン設置工事、大広間の畳張り替えの他、経年劣化で修繕が必要な部分の改修を行いました。

（7）観光大使等の設置

ニセコ町を応援する著名人等をニセコ町観光大使として任命しています。現在、落語家の林家木久扇さんのほか、東京ニセコ会役員等13人が観光大使として活躍しています。このほかに、ニセコの温泉を広く紹介していただく温泉大使に、久世進さん（温泉アナリスト）を任命しています。

また、首都圏においてニセコ町に関わりのある人たちとの交流促進とPRを行うため、東京ニセコ会の活動を支援しました。

（8）中央倉庫群の再活用について

町民や観光客などが交流し、気軽にくつろげる休息の場を提供し、また、町民の生活文化や教養の向上を図り、本町の地域振興と産業の活性化に資する施設として運営しています。

これまで、指定管理者とともに子育て支援や町民利用促進、テレワーク機能の充実、チャレンジキッチンの運営などに取り組んできました。

【指定管理内容】

指定管理者	株式会社住まいるニセコ
指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
対象施設	旧でんぷん工場、1号倉庫、広場

【経緯・状況】

平成23年度：中央倉庫群再活用事業スタート
平成27年度：改修工事完了、管理運営団体（指定管理者）決定
平成28年度：施設オープン、テレワーク機能整備
令和元年度：指定管理者変更、ワーケーション連携協定締結、子育て支援充実
令和2年度：テレワーク機能強化、木製遊具整備、移住相談窓口設置
令和3年度：チャレンジキッチン、ワーケーションモデル事業
令和4年度：チャレンジキッチン、キッチンレンジフード更新
令和5年度：テレワーク環境整備（キャンピングオフィス備品）

【施設の利用状況】

延べ利用者数（人）

月	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	777	321	821	735	357
5月	859	187	426	1,129	873
6月	1,616	343	398	966	688
7月	1,278	953	1,138	1,321	798
8月	1,328	815	600	811	485
9月	1,656	1,135	131	1,137	594
10月	1,445	1,084	1,110	1,669	2,344
11月	1,459	865	1,115	554	397
12月	972	864	814	575	370
1月	1,527	460	490	747	442
2月	2,042	692	616	742	760
3月	623	872	315	449	952
合計	15,582	8,591	7,974	10,835	9,060
月平均	1,299	716	664	903	755

7. 町民がともに学びあい、支えあう文化を育てます

学校教育

(1) 「ニセコスタイルの教育」を目指した施策展開

教育委員会では、ニセコ町教育振興基本計画に基づき、「子どもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」及び「学びの気運を育む」を基本方針として9つの目標を定め、25施策に取り組んでいます。

令和5年度も、「ニセコスタイルの教育」の推進を柱とし、重点施策である地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールを導入し「地域とともにある学校づくり」を推進しました。また、小中学校を中心に幼児センターから高校まで一貫性のある教育活動の展開を進め、英語教育、ふるさと学習、ICT活用、特別支援教育を重点テーマとして、校種を越えた学校の連携により教育活動の充実に取り組みました。

(2) 義務教育（小学校、中学校）

各学校では、保護者や地域住民の信頼と期待に応えるべく、自校の教育方針や教育計画、活動状況などの周知、情報提供に努めるとともに、学校評価を行いPDCAサイクルによる評価結果の活用を進め、学校改善、教育の質向上に取り組みました。

「豊かな心と健やかな体の育成」では、全国体力・運動能力調査などの結果を活用し、体力づくりや運動習慣の定着に努めるとともに、学校保健体制の充実や栄養教諭による食育指導など取り組みました。

「確かな学力の育成」では、全国学力・学習状況調査に参加し課題の検証を行いながら指導改善・工夫に取り組むとともに、教職員定数加配などの制度を活用し、主体的・対話的な深い学びの視点による授業改善やICT機器の活用と情報活用能力の育成に取り組みました。

特別支援教育では、町単独の予算措置による特別支援講師を配置し、学校全体での指導充実に努めました。

(3) 町立高校（ニセコ高等学校）

ニセコ高等学校では、町立高校であるとの自覚のもとで地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、地域に信頼され貢献する学校づくりを進めています。高校が生徒や保護者さらには地域にとって、より魅力ある学校にしていくため、令和4年度からニセコ高等学校魅力化検討委員会を設置し将来に繋がるニセコ高校の有様を検討してきました。その協議の中で、令和8年度からこれまでの昼間定時制課程の「緑地観光科」から「総合学科」への転換を決定し、増加が見込まれる生徒の受け皿としての新しい寮の検討を並行して進めてきました。また、総合学科に対応すべく令和5年度には教育課程検討専門委員会を立ち上げ具体的な教育課程の検討を始めました。これらの検討や令和5年度入試（令和6年度新入生）の結果や中学生の進路動向、学校・学科の配置状況、地元の要望などを勘案し、現在のニセコ高校は令和8年度から募集停止とし、令和8年度、全日制課程総合学科特例2間口（定員70名）の学校を新設する旨、北海道教育委員会の令和8年度の公立高

等学校配置計画に掲載を依頼しました。令和6年度に最終決定する見込みです。

新寮については、ニセコ高等学校寮整備基本計画を策定し、新寮に求める基本事項を整理し令和6年度の基本設計に活用します。

また、新たな取り組みとして道内外から生徒を集めるため、地域みらい留学に参加し生徒の全国募集を行いました。その結果、令和6年4月より道外から11人の生徒が入学する予定となっています。

(4) その他の学校教育施策

児童生徒の安全確保については、交通安全・事故防止の運動、不審者情報への関係機関と連携した対応、防犯模擬訓練、各種防災訓練の実施などに取り組みました。また、児童生徒の安全に配慮しながらスクールバスの効率的な運行にも努め、一部路線でデマンドバス活用し、乗車時間の短縮や運行費用の削減に取り組みました。このほか、ニセコ町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止やいじめが発生した場合の適切な対処に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置等により学校における教育相談や生徒指導支援に努めました。

(5) 学校施設等の維持整備

学校施設の維持管理、整備として、夏の暑さ対策として幼児センターにエアコンを整備したほか、各学校施設へエアコンを整備するための電気設備調査を行いました。また、教職員の最適な居住環境確保に向け、今後の教職員住宅のあり方について基本方針を策定しました。このほか各学校施設、設備について不具合の修繕や教材備品の整備、ICT端末の維持管理などを適切な教育環境の維持に努めました。

(6) 学校給食の充実

学校給食センターでは、おいしく安心・安全で、栄養バランスを心がけた給食の提供に努め、小学校から高等学校までの児童生徒、教職員等に対し年間約104,500食（1日当たり約550食）の給食を提供しました。給食で使用する食材については、ニセコ町産の食材のほか道内産、国内産の食材を積極的に活用しました。

施設面では、学校給食を確実な提供を図るため、衛生管理や安全確保の徹底を図るほか、設備や調理場の機器の点検の定期的な実施により、劣化による部品交換の修理などの維持管理に努めました。また、耐用年数を経過している調理機械の計画的な更新として、食器・食缶・トレー洗浄機1台、電気回転釜2台、ミキサー1台の入れ替えを行うとともに、翌年度以降の児童生徒数の増加を見込み、容量が不足する業務用冷蔵庫1台、業務用冷凍庫1台、食缶用消毒保管機1台を追加設置しました。

学校給食費は、保護者の負担軽減を図るため、食材費が高騰するなかでも学校給食費の1食単価の前年度据置きを継続するとともに、小学校から高等学校までに3人以上の児童生徒が在学している家庭に対して、第3子以降の学校給食費の免除を実施しました。

社会教育

(1) 青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的かつ自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものといえます。令和5年度は、第7期ニセコ町社会教育中期計画に基づき社会教育事業を展開しました。第7期社会教育中期計画では、目的別の事業計画を基本目標として4つの分野についての視点を大切にしながら事業を進めています。

子育て支援体制の充実では、放課後の子どもたちが集い楽しめる場として、放課後子ども教室を5月から週2回実施し、子どもの居場所づくりや体験活動を行いました。

読書活動については、NPO法人あそぶっくの会が指定管理者として運営している学習交流センターを核として事業を展開しています。あそぶっくの会では、図書活動の充実を図るとともに、ブックフェスティバルとして小学生を対象に道立図書館の支援を受けながら実施しました。町民が集う交流施設として町民に浸透しています。また、「第3次ニセコ町子どもの読書活動推進計画」に基づき読書の習慣、読書環境の整備を引き続き進めています。

多文化が交流する機会の充実としては、ニセコの人・もの・自然などの様々な教育資源を体験し、発見や感動を通してふるさとの良さを知るとともに、将来に向けて逞しく生きる心・体を育むことを目的に「ニセコみらいラボ」事業を実施し、体験活動やイングリッシュサマーキャンプなどの各種講座を開催しました。

青少年交流事業は新型コロナウイルス感染症のため令和2年度から中止していましたが、3年ぶりに「少年の翼セミナー」として、鹿児島県薩摩川内市を訪問しました。

高齢者教育の寿大学も感染状況を確認しながら徐々に再開し、5回の学習会や研修旅行を実施しました。

豊かな感性や創造性を育む芸術文化の普及・啓発に努める活動の核となる有島記念館では、有島武郎常設展示に12,754人が来場しました。有島武郎没後100年連続講演会をはじめ朗読、音楽、絵画芸術などの普及事業を実施しました。恒例の「有島武郎青少年公募絵画展」は第35回を迎え、352点の応募があり活況を呈しました。

ニセコ駅前において一般公開している「ニセコ鉄道遺産群」も鉄道愛好者から好評を博し、公開期間中1万2千人近い来場者がありました。有島記念公園やブックカフェ利用者を含め、これら一連の取組みにより利用者総数は延べ58,134人を数えました。多くの来場者に対して有島武郎の足跡と精神世界の啓蒙を行うことができ、地域の歴史と文化の継承と発展に貢献し、広く芸術・文化の振興に資することができました。

有島記念館の活動以外では、町内児童生徒が書写・絵画・工作による作品発表の場として児童生徒の作品展示や青少年芸術鑑賞会を開催し、芸術鑑賞の機会を提供をしました。

さらに、町民一人ひとりが自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会への支援などを行いました。

スポーツ

(1) 気楽にスポーツができる仕組みを拡充する

社会体育事業では、各種スポーツ活動を通して、地域コミュニティ活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めています。

運動公園開幕スポーツ大会、全町ソフトボール大会、全町9人制バレーボール大会など町民参加のスポーツ行事のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3年間中止していたふれあい町民運動会や実行委員会で開催しているニセコマラソンフェスティバルを開催し、多くの参加者がスポーツを楽しむことができました。

ニセコみらいラボ事業の一つとして実施している「ニセコチャレンジ」事業では、小学校5年生がニセコの自然の中での野外活動で日頃行うことが少ない内容を企画実施し、一人ひとりが達成感や自信を持つ機会となりました。

また、北海道日本ハムファイターズベースボールアカデミーからコーチを招き、小中学生の野球技術指導に加え、夢を実現させた方法として特別講話を行いました。

地域特性を生かしたスポーツ活動として、町内スキー場3事業者のご協力と町からの助成金により、子どもたちがスキーリフトシーズン券を購入する時の保護者負担額を安価にし、多くの子ども達がシーズン券を購入しスキーやスノーボードといった、ニセコならではのウインタースポーツを気軽に楽しめる環境づくりを進めました。こどもスキーフェスティバル（全町児童生徒スキー大会）は、バス輸送手段の確保ができず中止としましたが、代替事業として夜間スキー・スノーボード教室を追加開催し、児童生徒がスキーに親しむ環境づくりに努めました。

体育協会では、スポーツ少年団の活動を含め各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の主軸となる活動を行っています。

特に、積極的な少年団活動を支援するため、活動費に対する補助を行い、子どもたちのスポーツ活動を応援しています。

8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます

健康・医療

(1) 健康づくり

誰もが心身ともに健康で笑顔で暮らせるために、健康づくりの充実など必要な対策を講じ、高齢者が安心して暮らし、子ども達が健やかに成長できるよう健康づくり事業の向上に努めました。

① 成人の各種健康診査

30歳以上の方を対象に、内臓脂肪症候群の増加を防ぎ、生活習慣病の予防のための特定健康診査と各種がん検診を実施しました。特定健診の受診者数は231名で受診率は29.4%となりました。引き続き受診率の向上に努めていきます。

また、がん検診推進事業として子宮がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券を配布し、がん検診受診率の向上に努めました。各クーポン券利用者は子宮がん検診18.3%、乳がん検診25.9%となりました。

② 乳幼児の健康診査

乳児、1歳6か月、3歳児の成長の節目となる時期に健康診査を実施し、それぞれ対象児の89.5%、78.4%、87.1%の乳幼児が受診しました。また、就学前の相談機会となる5歳児健康診査については、77.4%の幼児が受診しました。

健診未受診や発達支援の必要な乳幼児へは訪問支援などを行い、令和5年2月から始まった「出産・子育て応援給付金事業」では、妊娠23件及び出産23件に対しそれぞれ5万円の給付を行いました。

むし歯予防対策では、歯科健診と予防指導及びフッ素塗布事業を年2回実施し、継続した健診とブラッシング指導を行いました。またフッ化物先口によるむし歯予防は、幼児センター年中・年長児及びニセコ小学校1・2年生、近藤小学校の希望者に対して実施しました。

③ 管理栄養士の活動

管理栄養士による生活習慣病予防や改善を目的とした成人向け料理教室を1回、夏休みこども料理教室（食の安全安心教室）を4回開催しました。また、食生活についての相談業務を引き続き行ったほか、乳幼児を対象とした離乳食教室（育児セミナー）を3回、幼児センターでの幼児食教室（食育教室）を10回開催し、食を通しての子育て支援に取り組みました。

④ 妊婦さんの健康診査

妊婦健康診査は、すべての妊婦さんに定期健康診査14回、超音波検査6回を上限に助成しました。妊婦1人平均10.4回の助成利用があり、妊娠中の健康管理と、経済的負担軽減に役立てていただいています。

⑤ 健康づくりの啓発・訪問相談事業

介護予防の視点からも働き盛り期の健康づくりは重要であり、健康運動教室は前期10回、後期8回開催し、運動の楽しさと継続することによる効果を学びました。

社会福祉協議会が実施する健康支援事業では、参加者の血圧管理や運動歩数の記録などによる健康管理を行いました。

地区巡回健康教室は、有島・福井地区で地域の方の参加により2回開催しました。

⑥ こどもの予防接種

乳幼児期の定期予防接種では対象児の平均接種率が78.1%となっています。また、19歳未満の季節性インフルエンザ対策では、ワクチン接種費用の一部について助成を行い、接種率は23.3%となっています。

⑦ 大人の予防接種

季節性インフルエンザ対策では、19歳～64歳の非課税世帯の方と65歳以上の高齢者を対象にワクチン接種費用の一部助成を行い感染予防に努めており、65歳以上の方の接種率は、49.6%となっています。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンについても一部助成を行っており、接種率は21.3%となっています。

風しん抗体検査の検査実施率は34.0%で、このうち抗体がなかった者の割合は24.1%となっています。

新規に65歳以上の高齢者を対象に帯状疱疹ワクチンの費用助成を行い、助成件数は延べ60件となっています。

⑧ 健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会及び保健委員会を開催し、医療福祉等の関係者や地域の保健委員さんと健康づくりに関する情報交換を行いました。

⑨ 保健・医療施設整備

町民が安心して、必要かつ質の高い医療が受けられるよう、引き続き倶知安町を中心として近隣町村とともに、救急当番病院の開設費や訪問看護ステーション運営費などを助成し、救急医療や在宅ケアの充実を図りました。

⑩ エキノコックス感染防止対策

町民有志の方々の協力をいただき、ベイト（虫下しを混ぜたキツネの餌）散布によるエキノコックス駆除事業を年7回実施しました。また、感染状況調査について、抗原陽性率（キツネのフンにエキノコックス成虫が出している排出物があるもの）は0%、虫卵陽性率（キツネのフンにエキノコックスの虫卵があるもの）は0%でした。

(2) 国民健康保険事業

国民健康保険事業は、平成30年度から北海道が保険者となり、ニセコ町は窓口業務や保険税の賦課徴収事務、特定健診事務等の事務を行っています。

特定健診では、1日簡易ドックの受診者と合わせ231人が受診し、そのうち13人に保健指導を行っています。

ニセコ町の国保会計の状況は、令和4年度後志広域連合分賦金清算金1,353万円の収入があったことなどから、国保基金へ1,351万円の積立てを行いました。年度末現在の基金残高は、1億124万円となっています。

国民健康保険の被保険者数、医療給付費など

区 分	実 績
被保険者数	1,393人
保険医療給付費	
給付件数	13,587件
給付金額	3億9,882万円
1人当たりの年間医療費	29万円
高額医療費	4,247万円

(3) 後期高齢者医療事業

後期高齢者医療制度は、医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約5割は税金、約4割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金、約1割は高齢者の方の保険料で賄われ、国民みんなで支え合う仕組みとなっています。

この高齢者の保険料は2年ごとに保険料率を見直すことになっており、令和5年度の保険料率は、均等割51,892円、所得割10.98%となっています。

ニセコ町の後期会計の決算状況は、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金6,205万円、事務経費98万円、保険料の還付金8万円となり、会計の歳出額は6,312万円となりました。

(4) 医療に対する各種給付事業

ニセコ町では子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、こども医療給付事業の対象年齢を18歳までのすべての子どもとし、所得制限は撤廃しています。令和5年度の医療給付費は、1,658万円となりました。

また、重度心身障がい者医療給付事業及びひとり親家庭医療給付事業も所得制限を撤廃しており、医療給付費は743万円となっています。

未熟児養育医療給付事業の令和5年度実績は、2件で39万円でした。

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種事業

令和5年度は、65歳以上の高齢者、64歳以下で基礎疾患をお持ちの方等を中心に、ニセコ医院とニセコハイツでの個別接種を計38日間実施しました。

65歳以上の接種率は、春接種（令和5年5月8日から9月19日まで）で、67.2%、秋接種（9月20日から令和6年3月31日まで）で、64.5%でした。また、対象者全体における接種率は、春接種で18.4%、秋接種で20.2%となりました。

高齢者福祉

(1) 高齢者の福祉

ニセコ町第8期高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が自立して暮らすことができる健康づくり、高齢者が安心して生活できる支援体制づくり、高齢者がいきいきと暮らせる生活環境づくりを基本目標に、高齢者福祉を推進しました。

具体的な取り組みでは、福祉灯油の助成、私道除雪サービス、高齢者住宅前通路除雪費扶助、綺羅乃湯入館料の助成、高齢者緊急通報装置の貸し出し、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金を支給、敬老祝い品の発送、老人クラブや高齢者事業団への運営費補助、老人福祉施設入所費扶助などを実施しました。

地域福祉の活動拠点を担う社会福祉協議会では委託事業として、高齢者の自立した生活を支援するための除雪派遣サービスを行ったほか、配食サービスを週2回実施しました。

認知症高齢者の重度化防止や家族介護の負担軽減を図るため、高齢者グループホームの運営に必要な経費についてニセコ福祉会へ補助し、安定的な運営が行われるよう支援しました。

また、老朽化しているニセコ福祉会の施設設備について、グループホーム地中熱ヒートポンプ膨張弁交換、ニセコハイツ暖房サーモバブル交換、デイサービス浴室手すり設置、ニセコハイツ・デイサービス冷房機器設置に係る経費を補助金により支援しました。

(2) 介護保険事業

高齢者は、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいる方も多く、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防事業を中心とした運動教室（貯筋教室）、高齢者向け健康教室、家族介護教室を開催しました。また、高齢者声かけ支援事業、救急医療情報キットの配布、虚弱高齢者への訪問支援事業を実施し、在宅生活の支援を充実しました。

令和5年度介護保険事業の後志広域連合負担金の合計額は、6,160万円となっています。内訳は、在宅・施設サービスなどの介護給付費の町村負担金4,588万円、介護予防事業費及び包括的支援・任意事業費416万円、介護認定審査会経費123万円、事務費等851万円、低所得者保険料軽減負担金182万円となっています。

意思能力の継続的な衰えが認められた高齢者などに、法律的な支援を行う成年後見人制度については、社会福祉協議会への委託事業として制度の普及を図ったほか、令和5年度は2名が町長申立の相談がありました。

9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります

高齢者福祉

(1) 国民年金に関する事務

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めています。

本町窓口で受付した手続きは、裁定請求書及び失権届書57件、関係届658件、免除申請490件となっています。

- ・国民年金1号被保険者該当年間被保険者数：894人（前年度776人）

児童福祉

(1) 幼児センター「きらっと」の運営

幼児センターでは、乳幼児期の子どもたちが健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園、保育所、子育て支援機能の一元的な運営を行い、家庭や地域と連携しながら保育・幼児教育の総合的な提供を行っています。令和5年度においては、同年5月より新型コロナウイルス感染症が五類化したものの、引き続き対策を継続しつつ、子ども一人ひとりの健やかな発達成長を支えられるよう、安全安心に利用できる園運営に努めました。

幼児教育・保育の面では、令和4年度から導入した保育業務支援ツールの機能活用を拡大し、さらなる利便性向上をはかりました。また、保育士の指導力向上のための研修実施、ALTと連携した英語とのふれあいや地域参観日への参加などによる小学校との連携などを行い、幼児教育・保育の質向上にも引き続き取り組みました。また、保護者負担軽減のため、おむつの園内処理をスタートしたほか、防犯対策として防犯カメラを設置（正面玄関と裏口2台）、さらには近年の猛暑を受け、施設内の各教室や職員室等にエアコンを計14台設置するなど、園児の安全と保育環境の向上を行いました。

子育て支援センター「おひさま」は、地域の子育てを支え、安心してゆとりある子育てができる環境づくりの拠点として、保育室の自由開放、子育ての相談や情報提供、各種講座などを実施するとともに、一時預かり保育や休日保育事業など、子育て中の家庭への支援を行いました。また、子育てマップを更新し、子育て世帯への情報提供の充実を図っております。

(2) 児童福祉・ひとり親福祉

児童福祉について、児童手当の給付を行うほか、令和5年度は新型コロナウイルス感染症拡大による、子育て世帯支援の取り組みとして、非課税世帯の18歳以下の子ども1人につき5万円の給付を行いました。

ひとり親福祉対策では、低所得世帯への福祉灯油助成を継続して実施しました。

障がい者福祉

(1) 障がい者福祉の充実

障害者総合支援法等に基づく第3次ニセコ町障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画により、支援の必要な方へ必要なサービスを実施しました。

具体的取り組みでは、障がい者自らがサービスを選択利用する訪問系支援（ホームヘルプ）、日中活動系支援（就労移行支援、就労継続支援、短期入所支援）、居住系支援（グループホーム、施設入所支援）のほか、身体障がい者（児童）補装具の給付、重度身体障がい者日常生活用具給付を行いました。

また、障がい者への福祉事業として、移動支援事業やじん臓機能障がい者通院費、障がい者福祉施設通所費、心身障がい児の療育施設通園費に対する費用の一部助成、障がい者及び介護者に対する綺羅乃湯入館料の一部助成、重度障がい者タクシー料金扶助を行い支援体制の充実を図りました。更に、知的障がい者福祉の充実を図るため、地域活動支援センター（生活の家）に対する運営費の助成と障がい者福祉団体である身体障害者福祉協会に対して引き続き助成を行いました。

10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります

防災・防犯

(1) 交通安全運動の推進

町は、各関係機関・団体と連携を図りながら、各種交通安全対策や交通安全運動を実施しており、その運動を支える2つの団体（ニセコ町交通安全推進委員会、ニセコ町交通安全協会）の活動費に対し補助を行っています。

各団体は連携し、ニセコ町交通安全指導員協力の下、年間6期の交通安全運動や朝の街頭指導、交通危険箇所への交通安全旗及び看板設置、交通安全啓発活動等を実施しています。本町においては、令和5年度に死亡事故などの重大交通事故は発生しておりません。令和6年1月9日には交通事故死ゼロの日3,000日を達成しております。引き続き、町民のみならず通過車両に対しても交通安全対策の積極的な推進に努めます。

(2) 街路灯の維持

町が所有している街路灯の電気料は、LED化したことにより平成27年度と比較し約30%の削減となっています。また、自治会等が管理している街路灯の電気料に対し60%以内の額を助成しています。

令和5年度は自治会等が設置した新規8基、更新1基について、設置費の75%以内の額を助成しました。

・街路灯の設置数 町管理：391基、自治会等管理：272基、計：663基

(3) 街路灯の整備（LED推進）

平成24年度から社会資本総合整備事業を活用して、町内の街路灯のLED化を進め、平成27年度に完了しました。令和5年度は新規の街路灯設置はありません。

(4) しりべし弁護士相談センターの運営

法律相談は管内各町村が負担し、岩内町で地域の法律相談窓口の確保を図っています。

平成25年10月より札幌弁護士会地域司法対策員会主催による無料法律相談会がニセコ町民センターを会場に毎月第1、第3火曜日の2回（後志地域9町村）で開催され、令和5年度は24件の相談を受けています。

(5) 原子力防災への取り組み

① 北海道原子力防災訓練の実施

北海道並びに本町を含む後志管内13町村が実施主体となり、平成24年度から12回目の北海道原子力防災総合訓練を実施し、10月25日（水）に意思決定訓練及び実動訓練を行いました。

本町では、災害対策本部など設置運営訓練、緊急事態応急対策など拠点施設(OFC)運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練を行い、役場職員及び原子力防災関係者の知識・技能の維持向上を図りました。

② 泊原子力発電所の安全対策の確認

原子力環境センターが実施する四半期ごとの立入調査に防災担当職員を同行させ、泊発電所の放射性廃棄物の放出保管状況の確認や安全確認に関する情報収集などを行いました。

(6) 防災力の強化と防災資機材の充実

防災対策の担当として、役場総務課に防災専門官、防災係1人を配置し、役場職員の連携のもと、自然災害並びに原子力災害に備えました。平成22年度から防災資機材の整備充実を進めており、令和5年度は、原子力防災対策費補助金を活用して、備蓄食料品・飲料水、圧縮毛布及び職員用防災作業服、防寒着を購入しました。

このほか、防災訓練、防災ラジオ起動訓練など災害発生時に的確に対応するための取り組みを行いました。

空間放射線量の測定及び公表については、北海道が設置する環境放射線モニタリング機器で測定を行い、その結果を広報「ニセコ」で行いました。

(7) 消防力の強化

羊蹄山ろく消防組合では、消防体制の充実を図り地域のみなさんが安心して生活ができるよう計画的な機器の更新や職員研修を行い、消防力強化に取り組んでいます。

婦人消防クラブ、少年消防クラブの育成に努め、町全体の消防力、救急への対応力の向上を図っています。また、消防新庁舎を旧役場庁舎跡地に防災拠点施設として、消防・救急等の車両や資器材の集約、災害活動に従事しやすい執務環境を新たに整備するため、基本設計を策定しました。

(8) 消費者保護の取り組み

平成22年からニセコ町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、蘭越町、黒松内町の7町村の共同運営により、消費者からの相談を公正な立場で対応する「ようてい地域消費生活相談窓口」の設置並びに専門相談員を配置し、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの業務を行っております。ニセコ町役場内に窓口や相談ダイヤルを設け、専門の相談員により相談やあっせんなどの業務を行い、令和5年度の相談内容の特徴は、インターネットショッピングのトラブルやスマートフォンに届いたメッセージに関するもの、電話回線やインターネット回線の電話勧誘に関するものの相談が多く、75件の相談を受けています。今では地域にとってなくてはならない大切な窓口の一つとなっています。

(9) 防災拠点としての役場新庁舎

役場新庁舎は、町民が気軽に訪れる施設であると同時に、災害時に町民を守る防災拠点として、災害時にも対応できる重要な施設であります。災害時にすぐに活動できるように機能維持を行いつつ、町民に親しまれ、日頃から利用していただけるよう施設を適切に管理していきます。また、役場新庁舎に隣接した消防新庁舎においても、災害時に対応できるように防災車や防災倉庫を設置し、さらなる強化を図っていきます。

1 1. 住民みんながまちづくりを考え、活動します

住民自治

(1) ニセコ町総合計画とニセコ町自治創生総合戦略の推進

第5次総合計画(平成24年度から12年間)は、令和4年度までに見直し作業を終えており、令和5年度は第6次総合計画(令和6年度からの12年間)の策定に着手しました。

また、地域経済を豊かにし資金や人材を呼び込むための地域経済戦略である自治創生総合戦略では、令和2年3月に「第2期ニセコ町自治創生総合戦略」を策定し、切れ目なく自治創生に向けた取り組みを進めています。

(2) ニセコ町まちづくり基本条例の運用について

ニセコ町まちづくり基本条例(以下「条例」という。)は、条例が現在の住民自治に相応しいものであり続けるために、4年に1度見直し作業を行っています。前回は平成29年度及び平成30年度の2年間で見直し作業を終えました。なお、この作業による条例改正はなかったものの、条例の運用について、各種課題の指摘がありました。

ニセコ町は、小規模自治体でありながら、社会増を背景に人口規模を概ね維持しておりますが、一方で住民ニーズは多様化しており、住民自治を形成するうえで、まちづくり基本条例はますますその重要性を増しています。

(3) SDGsの取組

SDGsとは、「持続可能な開発目標」として、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』(行動計画)にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。

ニセコ町は、平成30年6月に国から「SDGsモデル都市」の選定を受け、同年8月に「第1期SDGs未来都市計画」を策定しました。これにより、住宅不足や働き手不足の解消、エネルギーの有効活用などを目指して、「NISEKO生活・モデル地区(ニセコミライ)構築事業」に取り組んでいます。この事業は市街地近郊でエネルギー、景観、自治活動などに配慮した街区整備を行うもので、令和2年7月に地域事業者、クラブヴォーバン、ニセコ町が出資した「株式会社ニセコまち」が主体となって進めています。ニセコ町が世界に誇る持続可能なまちとして価値を高め、検証・深化を加え、他地域への横展開を進めていきます。

SDGs未来都市とは、SDGsの達成に向けた取り組み・提案を行う自治体を国が選定するもので、平成30年6月に内閣府より選定を受けました。SDGs未来都市の取り組みについて、国の支援を得ながらモデルとして普及展開を図り、「持続可能なまちづくり」の実現を図っていくものです。

(4) 情報公開、個人情報保護

「ニセコ町情報公開条例」に基づき、町民のみなさんの知る権利を保障するため、情報開示を積極的に行うとともに、個人情報保護法に基づき制定した「ニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例」により、個人情報が適切に保護されるように必要な対策を行っています。

また、「ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会条例」に基づき、情報公開・個人情報保護審査会を設置し、町が行う情報公開及び個人情報保護に対して調査や審議の必要性が生じた際、適切に対応し、町の情報を公平公正に公開しています。

なお、令和5年度の情報公開及び個人情報保護の運用状況は、令和6年6月に開催したニセコ町議会定例会にて報告し、広報「ニセコ」7月号にも掲載しています。

(5) 広報広聴活動

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として工夫、改善しながら取り組みを進めています。

① 広報紙、予算説明書

広報ニセコ、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんからの意見を伺い内容の工夫を行いながら、町の説明責任を果たし情報共有を進めるために継続発行しています。

町公式ウェブサイト（インターネット）の状況

システムの老朽化等により、平成30年3月27日より、新たなウェブサイトを公開しています。

- ・サーバーの高速化、セキュリティ強化
- ・検索性の向上、情報の整理
5,000ページから1,600ページへ削減
- ・多言語化対応
英語、中国語及び韓国語での対応
単独でのページ作成をやめ、全てのページを多言語化し、部分修正が可能。
海外の検索サイトでもヒットするように改善。
- ・SNSとの連携向上
町公式 SNS や地域おこし協力隊公式 SNS、国際交流員公式 SNS と連携し、積極的に情報を発信。

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
ページビュー数	933,251	1,066,577	1,189,130	1,121,797	1,224,346
セッション数	401,489	478,090	537,720	482,678	433,271
平均セッション時間	1分37秒	1分30秒	1分31秒	1分40秒	1分23秒

まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、令和4年度のまちづくり町民講座は8回

開催しました。持続可能な観光、森林と広葉樹活用、道の駅再整備、ニセコ高校などをテーマに開催し、197人が参加しています。まちづくり懇談会は、町内11会場で開催し、延111人が参加。こんにちは町長室・おぼんです町長室は7回開催し、12人の来訪がありました。

各種団体等視察の受け入れ

自治体間の視察は、優れた取り組みを学びあい、その取り組みを今後の仕事に取り入れる好機となっており、行政特有の取り組みです。

令和5年度は、SDGs未来都市の取り組みや新庁舎、持続可能な観光などに関する視察等について、議会、自治体、大学など38団体339人（前年度638人）の視察を受け入れています。

(6) まちづくり活動

① まちづくり委員会

まちづくりの様々な議論の場として、ニセコ町まちづくり委員会を設置しています。

また、子どもたちがまちづくりに参加する場として、「小・中学生のまちづくり委員会」を設置し、教育委員会が取り組む「子ども議会」とともに、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。

② ふるさとづくり寄付

ニセコ町ふるさと寄付条例は、まちづくり基本条例（第14条及び第50条）で規定する町内外の人々との連携による多様なまちづくりへの参加を実践するとともに、寄付金を財源として寄付者の社会的投資を具体化することにより、他都市に住む人の第二のふるさとづくりを目的として平成16年9月17日に制定しました。

寄付者とのつながりを持つため、シンクタンクである一般社団法人構想日本が提唱するふるさと住民票の取り組みとして、ふるさと住民カード「愛称：ニセコアンカード」の発行を開始し、対象者にニセコ町の情報発信などを行っています。

また、令和2年度から企業版ふるさと納税をスタートし、多様な参加・パートナーシップによる個性あふれるふるさとづくりを進めています。

【令和5年度：寄付額】

個人：54,601,248円／1,486件（前年度64,970,707円／1,150件）

企業：3,350,000円／15件（前年度17,200,000円／12件）

【ふるさと住民票発行者数】

令和5年度末：230人（前年度末218人）

(7) 住民主体による花や木の植栽活動

NPO法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民により実施する中心市街地（綺羅街道）への花の植栽事業、中央地区連合町内会が主催した「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」に対してコミュニティ助成事業として補助を行いました。

(8) 国際交流事業

日本語能力の高い海外青年を受け入れ、国際交流・多文化共生・観光振興等に従事していただき、国際交流のイベントの企画・運営・各母国語での通訳・SNSでの多言語発信など、町民の国際交流相互理解及び国際化を推進しています。

令和5年度は、ニュージーランド、オーストラリア、マレーシア、カナダ、中国から計5人の交流員の受け入れを行い、これまでに21人の国際交流員を任用してきました。

(9) 移住・定住対策

移住定住相談体制の充実に向け、令和元年度より委託事業として、中央倉庫に移住定住相談窓口を設置しています。オンライン相談対応やオンライン移住相談会への出展などに取り組みました。

(10) 地域おこし協力隊・集落支援員事業

地域おこし協力隊は平成23年度から導入しています。令和5年度は継続隊員20人、新規隊員14人の計34人となりました。お試し協力隊の実施により、ミスマッチの防止にも取り組みました。卒業隊員は10人で、そのうち7人がニセコ町に定着し、個人事業主や町内就職として活動しています。

集落支援員は平成22年度から導入しており、令和5年度は9人が様々なまちづくり活動やまちづくりを通じた点検活動により、集落の実情や課題を把握し、集落の維持活性化に必要となる対策を行っています。

(11) コミュニティ運動の推進

自治会活動とコミュニティの活性化を推進するため、地域自治振興交付金制度により支援しました。

・地域自治振興交付金の交付状況：56自治会、2,748,000円

(12) 地域コミュニティセンターの維持管理

ニセコ町民センターの管理運営については、ニセコ町商工会に委託しており、令和5年度は、3,516件、36,864名の方が利用されました。

コロナウイルス感染症の規制緩和等によりコロナ禍前の利用状況に戻っています。

西富地区町民センターは、周辺地域のみなさんが主に利用しており、使用時の玄関開錠や施錠・点検等一部業務を、地域の方に委託しています。なお、令和元年度に新しい西富地区町民センターが完成し、令和2年度の駐車場など外構工事の実施によって、西富地区町民センターの一連の整備が完了しています。

また、地域の集落再編により設置された各コミュニティセンターの維持管理については、指定管理者制度を適用し各地域自治会が行い、火災保険料や駐車場の除雪など費用の一部は町が負担しています。

今後も、各自治会と連携し施設の適正な管理に努めます。

・対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、近藤・元町・里見・ニセコ

の地域コミュニティセンター、福井地区コミュニティセンター、曾我活性化センター

(13) 戸籍、住民記録に関する事務

本町の年間の異動は、自然増減（出生・死亡）が25人の減少、社会増減（転入・転出等）で216人増加し、令和5年度末では前年度比191人増の5,162人となりました。

1世帯当たりの人数は1.78人で前年度からほぼ横ばいとなっています。

外国人については、ニセコエリアを拠点に観光産業への従事者や様々な活動を展開する方の居住により平成18年度以降急激に人口が増加していました。

令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響から令和4年1月末は281人と減少に転じていましたが、新型コロナウイルス感染症の分類が変更されたことによる規制の緩和等で令和6年1月末は過去最高の937人となり、ふたたび増加傾向となっています。

・ニセコ町の人口動態

年度	区分	男	女	計	世帯数
令和5年 年度末	日本人	2,181人	2,275人	4,456人	2,325世帯
	外国人	461人	245人	706人	566世帯
	計	2,642人	4,520人	5,162人	2,891世帯
令和4年 年度末	日本人	2,217人	2,313人	4,530人	2,331世帯
	外国人	288人	152人	440人	311世帯
	計	2,505人	2,465人	4,970人	2,642世帯

(14) 住民基本台帳ネットワークシステム事務

個人番号カード（マイナンバーカード）の作成及び発行は住民基本台帳カードと同様に「地方自治情報センター」から引き継がれた「地方公共団体情報システム機構（通称J-L i s）」に業務委託をしています。

個人番号の管理については番号制度関連法に基づき住民基本台帳コードの管理よりも更なる個人情報徹底し厳格な運用に努めています。

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）の交付状況（累計）（前年度）
 - 令和6年3月末申請枚数 4,758枚（4,321枚）
 - 地方公共団体情報システム機構からの受領枚数 4,320枚（3,845枚）
 - 令和6年3月末交付枚数 4,106枚（3,484枚）
- ・令和5年3月からマルチコピー機を設置している全国のコンビニエンスストア等で、マイナンバーカードを使用した住民票、印鑑証明の取得ができるようになっています。
- ・コンビニ交付実績

種 別	令和4年度	令和5年度
住 民 票	8	242
印 鑑 証 明	11	198

行財政

(1) 議会の活動

令和5年は、定例会4回、臨時会4回、合わせて8回の議会を開催しています。条例の制定や改正、予算審議、請願書、陳情書や意見書等の審議を行ったほか、予算及び決算について集中的に審議するための特別委員会を設置しました。

常任委員会（総務及び産業建設）では、それぞれが所管する事務について調査を行う「所管事務調査」を実施しています。議会が議決した予算がどのように執行されているのか、当面する行政課題は何かなど、担当課等から説明を受け、職員と意見交換をしつつ、改善点の申し入れを行っています。

行政側の政策課題や提出された議案の理解を深めるために全員協議会を開催しています。宿泊税の導入、総合計画、地域交通計画、ニセコ高等学校魅力化（学校改革）や消防庁舎の立て替えなどについて理解を深めるなど、将来にわたる重要な地域課題についての議論が行われました。

今後も住民の視点に立った立場で、課題解決に取り組んでいきます。

(2) 議会だよりの発行

令和5年度は「議会だより」を4回発行しています。作成にあたっては「議会だより編集委員会」で議論し、掲載内容を決めています。多くのみなさんに読んでいただけるよう、随時紙面の見直しを行っています。

(3) 監査委員の活動

毎月の出納検査のほか、8月の決算監査、2月には定例監査を行いました。

(4) 課税や納税に関する事務経費

令和5年度分の町税収納率は、国民健康保険税を除く町税合計で現年分が99.86%、滞納繰越分は20.90%となりました。対前年度比では、現年分が0.03ポイント、滞納繰越分が5.88ポイントのいずれも増となっています。また、現年と滞納繰越分の合計では、対前年度比0.33%増となる99.56%の収納率となり、昨年度に引き続き、総額で99%を超える収納率を達成しました。なお、本町の収納状況は年を追うごとに向上しています。

収入額では現年分10億3,715万円と滞納繰越分81万円の合計で10億3,796万円となり、対前年度比で7,677万円の大増収となったことに加え、初めて10億円を超える税収を達成することができました。増収の主な要因は、観光をはじめとした域内の経済回復傾向に加え、ニセコのまちづくりに賛同したと思われる多様な個人、法人が流入したことによるもので、特に住民税の増収が顕著であるほか、全ての税目で増収を果たしています。

一方、国民健康保険税の収納率は現年課税分が98.35%、滞納繰越分が29.81%、全体では95.58%となった結果、現年分以外は対前年度の収納率を下回りました。また、収入規模も社会保険への加入が増えていることなどから、昨年度同様に減収傾向が進み、

総額では対前年度比 397 万円の減となる、1 億 4,076 万円の収入となりました。

なお、町内の経済状況の好転は歓迎すべき点が多い一方で、物価高や各産業における深刻な人手不足などの大きな課題にも向き合わなければなりません。特に本町では、観光業関連で世界中から労働者をかき集めている状況が進んでおり、これらの外国人労働者に税をはじめとした日本のルールの案内と遵守を浸透させることが業務としても増大しています。しかし、この業務が不十分になると、本町の課税や徴収の実績に大きな影響を及ぼすため、本町の税務行政では危機感を持ってこれらの課題に対応しています。

このほか、収納対策では単に税を徴収するだけでなく、急速に進む物価高などにより生活状況が厳しくなっている人を見いだしたり、寄り添ったりすることも常に留意しています。このような状況に置かれた人には、生活を立て直すことを最優先とし、税の減免や納付の猶予などのほか、様々なセーフティネットへの誘導など、安心して暮らすことのできる対応を心がけています。

あわせて、近年は税をはじめ行政においても更なる電子化やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められています。税務課職員には税制だけでなく、広報やDXなど様々な分野で絶え間なく知見向上が求められていることから、職員の自主的かつ専門的な研修を推進しており、今後も職員能力の向上に努めます。

（５）役場職員の研修、人材の活用、目標管理

多様化する町民ニーズに対応し、町民の視点に立ったまちづくりを進めるため、職員の資質の向上や意識改革が重要であると考えています。

職員には、まちづくりのための専門的知識の習得とあわせて、柔軟な発想力と対応力、情報収集能力を持つことが求められます。そのため、初任職員の基礎研修をはじめ、採用年数に応じた研修の実施、自治体職員として基礎力アップのための研修の強化とともに、専門の研修機関での実務研修や自主企画による提案型研修を実施しています。

そのほか、将来を担う人材育成に努め、採用試験のあり方と合わせ、職員能力の総合的な向上や地域ニーズに対する柔軟な対応力を養成が必要です。

令和５年度の職員採用では、地方公務員を志望する人材が減ってきていることから、人物本位の採用試験の内容とし、今後も、持続可能なまちづくりに活かせるような人材の確保策を模索していきます。また、技術系の職員の確保についても検討しています。

（６）町有財産の管理・運用

町が所有している施設や土地について、適切な管理運営を図っています。施設の有効活用を図るため、必要な改修や整備を行い、土地についても適切に維持管理を行っています。また、貸出している町有財産については、借り手側と協議しながら、適切な維持管理を行います。

① 職員住宅の維持管理

令和５年度末現在、１２棟の職員住宅を保有し、２２室の管理を行っています。これらの住宅は、建築から３０年以上経過しているものが多く、老朽化が進んでいる状況ですが、補修を行うなど良好な維持管理に努めています。

また、職員住宅が不足しており、民間住宅を活用しつつ、職員住宅不足の解消を図

っていきます。

② 町有財産の売却及び取得（土地）

令和5年度は道路用地などとして、11筆4,768㎡の寄附を受けました。

（7）行政情報システム、情報ネットワークの運用

行政事務を処理するコンピュータシステムを安定的に運用するために、システムの開発や運用を共同で行う北海道自治体情報システム協議会（北海道町村会情報センター）に加盟し、システムの共同調達や開発、運用を効率的に進めています。また、災害発生時の危機的状況のときにもシステムの安定運用を図るため、主なデータはデータセンターにおいて保存し、運用を行っています。

今後の課題としては、政府が進めているデジタル社会の実現に対応するため、自治体DX推進計画への対応、自治体の情報システムの標準化や共通化への対応、セキュリティ対策の強化などを進めています。町としてもデジタル社会に向けた、さらなる自治体DXへの取組みの強化を図ります。

（8）選挙事務

令和5年度は、北海道知事選挙、道議会議員選挙に加え、町議会議員選挙がありました。それぞれの選挙において、適正な選挙事務執行を行いました。また、提示登録時に適切に選挙人名簿の調製なども適正に実施しています。

（9）計画的な行財政運営

町の行財政運営の健全性を維持するため、国の補助金など、さまざまな財源を確保するとともに、過疎債や辺地債などの有利な借入れを計画的に活用します。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率4.2%（令和4年度6.1%）となり、前年度より改善が図られました。今後、特別会計を含めた公債費については横ばい傾向が続いた後に、役場新庁舎の元金償還が始まる令和8年度頃から増加に転じる見込みです。

また、将来負担比率は37.9%（令和4年度44.7%）となりました。これは町債残高の減少や標準財政規模の増加等により比率が低下したものです。令和5年度も町債残高が減少しましたが、令和6年度からは増加に転じる見込みです。

基金については地方交付税の追加交付があったこと、財源のある事業執行に努めたことなどから、残高が微増しました。

今後、公債費の増加が見込まれることから、歳入を最大限確保するとともに、各種基金の積立てまたは取崩しを最大限圧縮するなど継続的に比率の改善に努めていきます。

（10）地籍成果の管理・運営事務経費

平成22年度から地籍デジタルデータの更新作業を行い、地籍調査成果管理システムの運用を行っています。データ化することで地図の交付が迅速化することに加え、道路や農地管理など、地図を使った他業務への活用が行われています。

(11) 住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯に対する価格高騰緊急支援給付金事業
電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民
税非課税世帯および均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円(18歳以下の
こども一人につき5万円の加算)を給付するため、価格高騰緊急支援給付金事業を実施
しました。

給付実績 住民税非課税世帯：3万円608世帯、7万円567世帯
均等割のみ課税世帯：10万円128世帯
こども加算給付金：58世帯(こども103人)
給付総額 64,350,000円